

雇児発0331第23号

平成26年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「保育士試験の実施について」の一部改正について

保育士試験については、「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号本職通知。以下「本通知」という。）により実施されているところであるが、今般、本通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月1日より適用することとしたので、御留意の上、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 改正内容

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を円滑に実施するため、保育士試験に関して、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令17号）、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第9号）及び「児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成26年厚生労働省告示172号）について所要の改正等を行ったところであり、本通知において当該改正等に伴う保育士試験を行うに当たっての実務的な改正を行ったため、平成26年度からの保育士試験の実施についてご留意のうえ、取り組まれない。

2 施行期日

平成26年4月1日

保育士試験の実施について 新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後	現行
<p>雇児発第 1201002 号</p> <p>平成 15 年 12 月 1 日</p>	<p>雇児発第 1201002 号</p> <p>平成 15 年 12 月 1 日</p>
<p>一部改正 雇児発第 0331011 号</p> <p>平成 16 年 3 月 31 日</p>	<p>一部改正 雇児発第 0331011 号</p> <p>平成 16 年 3 月 31 日</p>
<p>一部改正 雇児発第 0324005 号</p> <p>平成 17 年 3 月 24 日</p>	<p>一部改正 雇児発第 0324005 号</p> <p>平成 17 年 3 月 24 日</p>
<p>一部改正 雇児発第 0331016 号</p> <p>平成 18 年 3 月 31 日</p>	<p>一部改正 雇児発第 0331016 号</p> <p>平成 18 年 3 月 31 日</p>
<p>一部改正 雇児発第 0227004 号</p> <p>平成 21 年 2 月 27 日</p>	<p>一部改正 雇児発第 0227004 号</p> <p>平成 21 年 2 月 27 日</p>
<p>一部改正 雇児発 1009 第 1 号</p> <p>平成 21 年 10 月 9 日</p>	<p>一部改正 雇児発 1009 第 1 号</p> <p>平成 21 年 10 月 9 日</p>
<p>一部改正 雇児発 1112 第 1 号</p> <p>平成 22 年 11 月 12 日</p>	<p>一部改正 雇児発 1112 第 1 号</p> <p>平成 22 年 11 月 12 日</p>
<p>一部改正 雇児発 0330 第 14 号</p> <p>平成 24 年 3 月 30 日</p>	<p>一部改正 雇児発 0330 第 14 号</p> <p>平成 24 年 3 月 30 日</p>
<p>一部改正 雇児発 0808 第 1 号</p> <p>平成 25 年 8 月 8 日</p>	<p>一部改正 雇児発 0808 第 1 号</p> <p>平成 25 年 8 月 8 日</p>
<p><u>一部改正 雇児発 0331 第 23 号</u></p> <p><u>平成 26 年 3 月 31 日</u></p>	
<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>各 指定都市市長 殿</p>	<p>各 指定都市市長 殿</p>
<p>中核市市長</p>	<p>中核市市長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>保育士試験の実施について</p>	<p>保育士試験の実施について</p>

保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしているところ。

今般、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を円滑に実施するため、保育士試験に関して、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令17号）、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第9号）及び「児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成26年厚生労働省告示172号）について、所要の改正等を行ったところであり、本通知において当該改正等に伴う保育士試験を行うに当たっての実務的な改正を行ったため、平成26年度からの保育士試験の実施について定めたので、ご留意のうえ、適正な実施に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、「保育士試験の実施について」（平成13年6月29日雇児発第440号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える

記

1～3 （略）

4（1）（2） （略）

（3） 下記の7又は8に該当する者は、保育士試験受験科目免除願及び免除対象者であることを証する書類

保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしているところ。今般、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するための保育士試験に関する事務を定めたので、ご留意のうえ、適正な実施に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、「保育士試験の実施について」（平成13年6月29日雇児発第440号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～3 （略）

4（1）（2） （略）

（3） 下記の7に該当する者は、保育士試験受験科目免除願及び免除対象者であることを証する書類

(4) (略)

5～6 (略)

7 科目免除の取り扱いについて

(1)～(3) (略)

(4) 幼稚園教諭免許状を有する者については、指定保育士養成施設において別表のとおり修得した教科目に応じた保育士試験免除科目、前年又は前々年に合格した科目及び厚生労働大臣の指定する学校又は施設において専修した科目の全て又は一部を組み合わせる場合についても、規則第6条の11の2第1項の規定に基づき、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

8 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による受験について

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による保育士試験を受験する者（以下「特例対象者」という。）については、次の点に留意されたい。

(1) (略)

(2) 実務証明書について

受験申請に当たっては、8(1)に定める施設において必要な実務経験を有していることを証明する実務証明書を提出させること。なお、実務証明書の様式は別に定めることとする。

(3) 施設証明書について

8(1)⑦に定める施設において実務経験を有した者が受験申請するに当たっては、当該施設が特例の施設であることを都道府県知事、指定都市市長又は中核市長が証明する施設証明書を提出させること。なお、施設証明書の様式は別に定めることとする。

(4) (略)

5～6 (略)

7 一部科目免除の取り扱いについて

(1)～(3) (略)

8 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による受験について

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による保育士試験を受験する者（以下「特例対象者」という。）については、次の点に留意されたい。

(1) (略)

(2) 実務証明書について

受験に当たっては、8(1)に定める施設において必要な実務経験を有していることを証明する実務証明書を提出させること。なお、実務証明書の様式は別に定めることとする。

(3) 施設証明書について

8(1)⑦に定める施設において実務経験を有した者が受験するに当たっては、当該施設が特例の施設であることを都道府県知事、指定都市市長又は中核市長が証明する施設証明書を提出させること。なお、施設証明書の様式は別に定めることとする。

(4) 科目免除の取り扱いについて

①～③ (略)

④ 特例対象者は、指定保育士養成施設において別表のとおり修得した科目に応じた保育士試験免除科目、前年又は前々年に合格した科目及び厚生労働大臣の指定する学校又は施設において専修した科目の全てもしくは一部を組み合わせる場合についても、規則第6条の11の2第1項の規定に基づき、保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

(5) 留意事項

① (略)

② 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験は、8月8日から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号。以下「改正認定子ども園法」という。)施行後5年間の保育士試験において適用することとする。

ただし、改正認定子ども園法施行後5年の最終年に特例教科目を修得した者等は当該年の次の年の保育士試験において特例による受験を可能とする。なお、改正認定子ども園法では、本法律の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務することができる経過措置期間を設けているため、当該者は保育士資格を取得するまでの間は、「保育教諭」として勤務することができないことに留意すること。

(別表) (略)

(別紙1)

保育士試験実施要領

(4) 一部科目免除の取り扱いについて

①～③ (略)

(5) 留意事項

① (略)

② 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験は、8月8日から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号。以下「改正認定子ども園法」という。)施行後5年間の保育士試験において適用することとする。

ただし、改正認定子ども園法施行後5年の最終年に特例教科目を修得した者は当該年の次の年の保育士試験において特例による受験を可能とする。なお、改正認定子ども園法では、本法律の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務することができる経過措置期間を設けているため、当該者は保育士資格を取得するまでの間は、「保育教諭」として勤務することができないことに留意すること。

(別表) (略)

(別紙1)

保育士試験実施要領

第1～3 (略)

第4 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく者における試験実施の方法

毎年4月から5月及び10月に申請を受け付け、合格した者に対して、7月及び12月にその旨を通知することを原則とする。

第4 児童福祉法施行規則第6条の11第2号の規定に基づく者における試験実施の方法

毎年4月から5月及び10月に申請を受け付け、合格した者に対して、7月及び12月にその旨を通知することを原則とする。

(別添) (略)

(別紙2) (略)

(別紙3)

保育士試験実施状況報告書

都道府県名 _____

1. 筆記試験及び実技試験の実施状況について

(様式 略)

2. 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく試験実施

試験実施

第1～3 (略)

(別添) (略)

(別紙2) (略)

(別紙3)

保育士試験実施状況報告書

都道府県名 _____

①1回目

受験申請者数	計	名
受験合格者数	計	名

②2回目

受験申請者数	計	名
受験合格者数	計	名

(注)

1～11 (略)

12. 1及び2の報告は、それぞれの試験について、合格者の発表を行った日から10日以内に報告すること。

13. 1又は2について報告する際は、報告時点で記入可能な項目について記入し、提出すること。

2①を報告する際には、2①のみが記入されている状態、1を報告する際には、1及び2①が記入されている状態とし、2②を報告する際には当該報告書の項目全てが記入されていること。